## 山本事務局長

(9:26)

若干早いですけれども、5分ほど早いですけれども、皆さんお揃いですので、ただいまから定例会のほうを始めさせていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

そうしましたら、議長のほう、よろしくお願いします。

# 森本(茂)議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は8名全員であります。定足数に達していますので、ただいまから、平成30年第2回木津川市精華町環境施設組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

平成30年第2回木津川市精華町環境施設組合議会定例会の開会に 当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様を初め、管理者・副管理者及び関係職員におかれましては、木津川市、精華町の定例会を控え、何かとご多用の中ご出席を賜り、大変ご苦労さまです。平素は、本組合運営に何かとご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

環境の森センター・きづがわにつきましては、予定どおり9月13 日に供用を開始し、順調に稼働しております。

また、打越台環境センターにつきましては、今年度から解体・撤去に向けて、去る11月12日に株式会社東和テクノロジー様と契約を締結し、調査・設計作業を平成31年10月30日までとして取りかかることとなりました。

環境の森センター・きづがわの運営の立ち上げと打越台環境センターの解体・撤去という非常に重要な時期でありますことから、私たち組合議会としましても、引き続き、行政と緊密な連携を図りまして、責任と役割を果たしていきたいと考えておりますので、今後ともご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、本日提案されている議案は3件でございます。慎重なるご審議を賜り、適切な結論が得られますようお願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶にかえさせていただきます。

それでは、管理者の挨拶をお願いいたします。 管理者。

#### 河井管理者

皆さん、おはようございます。

平成30年第2回木津川市精華町環境施設組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、平成30年第2回木津川市精華町環境施設組合議会定例会を招集させていただきましたところ、それぞれの12月定例会を控え、公私ご多用の中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。平素は、本組合の運営に何かとお力添えをいただいておりますことに、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

# 河井管理者 つづき

今年は、長きにわたりお世話になりました打越台環境センターから 環境の森センター・きづがわに移行するとともに、打越台環境センターの解体・撤去に向けた取り組みを開始するという、組合にとりまして大きな節目でございます。環境の森センター・きづがわに関しましては、8月の臨時会で申し上げましたとおり、9月13日に供用を開始いたしました。試運転期間を含めますと、稼働後、約7か月が経過しましたが、この間、特段のトラブルもなく、木津川市及び精華町の可燃ごみを全量処理しております。

また、施設の見学には、各種団体のほか、少人数のグループの方々にも来ていただいておりまして、年内には500人を超える見込みとなっており、住民の皆様の関心も高いものと実感をしております。

また、個人での見学ができないかとの問い合わせも多く寄せられていると聞いておりますので、住民の皆様を対象に、ごみに関心を持っていただくとともに、信頼される施設を目指しまして、施設の見学会の実施を検討したいと考えております。

打越台環境センターの解体・撤去に向けました取り組みといたしましては、土壌や施設の状況を確認するための調査を含み、解体・撤去、工事の発注に向けました工事仕様書の作成に関する業務委託につきまして、先日、発注したところでございます。

今後、環境の森センター・きづがわの運営を軌道に乗せるとともに、打越台環境センターの解体・撤去という重要な課題に取り組んでまいりますので、議員の皆様の一層のご指導、ご協力並びにご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日ご提案させていただいております議案につきましては、 平成29年度の歳入・歳出決算認定、給与条例の一部改正及び京都府 市町村職員退職手当組合規約の変更の3件でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、現状のご報告などを申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### 森本(茂)議長

ありがとうございました。

本日の日程でございますが、お手元に配付いたしました議事日程の とおり進めてまいります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第127条の規定に基づき、会議録署名議員に2番、長岡 一夫議員と5番、森岡譲議員を指名いたします。

次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。 お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日11月26日の1日限りにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

# 森本(茂)議長 つづき

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日11月26日の1日限りと決定いたしました。

日程第3、議案第34号「平成29年度木津川市精華町環境施設組合会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。 管理者。

#### 河井管理者

議案第34号、平成29年度木津川市精華町環境施設組合会計歳入 歳出決算認定につきまして、ご説明をさせていただきます。

平成29年度の木津川市精華町環境施設組合会計の歳入歳出決算を 調製しましたので、議会の認定を求めるため、提案するものでござい ます。

平成29年度の歳入歳出決算の概要を申し上げます。

まず、歳入の総額につきましては、4億1, 471万261円で、前年度より2.6%の増加となりました。これに対しまして、歳出の総額につきましては3億2, 794万7, 671円となりまして、前年度より12.3%の減少となりました。

結果、歳入歳出の差引残額は8,676万2,590円の黒字決算となり、このうち、4,400万円を財政調整基金に繰り入れましたことから、残り4,276万2,590円を平成30年度に繰り越すことといたしました。

以上が決算の概要でございます。ご審議の上、認定賜りますよう、 よろしくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、事務局長からご説明申し上げます。

#### 森本(茂)議長

事務局長。

# 山本事務局長

事務局長でございます。おはようございます。

そうしましたら、議案第34号、平成29年度組合会計歳入歳出決 算の内容につきまして、補足説明をさせていただきます。

管理者からの提案説明と重複するところもございますが、ご了承願 いたいと思います。

お手元の歳入歳出決算書及び決算に係る主要な施策の成果の説明書により説明をさせていただきます。

まず、決算書によりまして、平成29年度決算の内訳を説明させていただきます。

決算書の1ページ、2ページに歳入の科目別内訳書を記載しております。また、3ページ、4ページに歳出の科目別内訳を記載しております。

この結果、平成29年度の決算の総額につきましては、歳入合計が

# 山本事務局長 つづき

4億1, 471万261円に対しまして、歳出合計が3億2, 794万7, 671円でございまして、歳入歳出差引額は8, 676万2, 590円でありました。このうち、地方自治法第233条の2の規定に基づきまして、財政調整基金に4, 400万円を繰り入れております。

以上が決算総額の概要でございまして、これらの事項別明細を決算書の5ページ以降に表示をしております。

続きまして、成果の説明書に基づきまして、決算の内容をご説明させていただきますので、成果の説明書をご覧いただきたいと思います。

まず、成果の説明書の1ページの下段から2ページをご覧いただきたいと思います。歳入の概要につきまして記載をしております。

先ほど説明をさせていただきました歳入総額4億1,471万261円の主なものは、構成市町からの分担金・負担金と使用料・手数料でございまして、分担金・負担金につきましては、歳入総額の約69%に当たります2億8,624万996円で、使用料・手数料につきましては、同じく27%に当たります1億1,338万2,370円でありました。歳入決算に関する主要区分別の詳細につきましては、4ページに記載をしております。

続きまして、歳出の概要につきまして、2ページ後段から記載をしております。

3ページをご覧いただきたいと思います。

歳出総額の3億2,794万7,671円のうち、衛生費が歳出総額の約75%に当たります2億4,449万8,978円、総務費が同じく約25%に当たります8,315万895円となっております。

公債費につきましては、平成28年度に元利償還を終えておりますので、皆減となっております。

歳出決算に関する主要区分別の詳細につきましては、5ページに記載をしております。

続きまして、事業別の概要をご説明いたします。

6ページをご覧いただきたいと思います。

6ページに、議会運営費でございますが、決算額につきましては、前年度と比較いたしまして5万2,000円の増となっておりますが、これは平成29年度におきまして、定例会に加えまして臨時会を開催しておりますので、議事録作成に係る委託料の増などによるものでございます。

7ページにつきましては、管理者会議運営費でございまして、前年 度と同額の決算額でございます。

8ページにつきましては、事務局運営事務経費でございまして、定期昇給などによります人件費の増、また例規見直し業務に係ります委託料の増などによりまして、結果といたしまして、昨年度と比較をし、18万円増の2,529万円の決算額となっております。

9ページの施設監視業務等関係費につきましては、昨年度と同様で ございます。

10ページの新クリーンセンター整備費につきましては、環境の森

# 山本事務局長 つづき

センター・きづがわの供用開始準備のための経費でございまして、決算額は3,167万円でございます。内容といたしましては、議会議決を経まして、契約、執行いたしました事務用備品、また電算機器調達に加えまして、財務会計システムにつきまして、これまで広域事務組合の事務所で使用しておりましたが、平成29年度から環境の森センター・きづがわの事務室内で支出命令書の発行や予算処理などの業務を行うことで事務の効率化を行うために移設したことに要した経費でございます。

12ページの撤去整備基金積立金につきましては、打越台環境センターの撤去工事の財源といたしまして、打越台環境センター撤去整備に関する基金に積み立てるものでございまして、決算額は昨年度同額の2,500万円でございます。

打越台環境センター撤去整備に関する基金につきましては、平成29年度末の残高といたしましては5,719万3,738円となっております。

14ページの監査委員運営費につきましては、月例出納検査、また 決算審査を行うための監査委員のお2人にお支払いする報酬等でござ いまして、昨年度と同額でございます。

15ページにつきましては、清掃総務事務経費でございまして、定期昇給などによります人件費増などによりまして、昨年度と比較をいたしますと203万8,000円増となります1億1,093万5,000円でございます。

16ページのごみ焼却処理経費につきましては、打越台環境センターの施設修繕等の経費を除きます運転管理経費でございまして、決算額は昨年度と比較いたしますと消耗品費の減、また焼却灰等の処分費の減などよりまして、全体として422万5,000円減の6,523万2,000円でございます。

17ページの施設維持補修経費につきましては、定期補修及び月度補修費が、昨年度と比較しまして 2, 018 万円減となりまして、決算額は 5, 546 万5, 000 円となったものでございます。

18ページの塵埃処理場運転外経費につきましては、伊賀市への環境保全負担金などでございまして、決算額は1,647万8,000円でございます。

なお、その財源措置といたしましては、木津川市、精華町で発生しました量などに応じまして負担をしていただいております。

また、分担金及び負担金につきましては、20ページに一覧表としてまとめております。

23ページでは、基金の平成29年度末現在高を記載しておりまして、財政調整基金につきましては9,676万6,894円、打越台環境センター撤去整備に関する基金につきましては5,719万3,738円、振興特別基金につきましては2,201万6,715円でございます。

25ページに年間排出量などを記載しておりまして、平成29年度におきましては、精華町からの搬入分といたしまして7, 057トン、木津川市からの搬入分といたしまして6, 696トンで、全体といたしましては1万3, 753トンを受け入れたものでございます。

# 山本事務局長 つづき

また、27ページに排ガス等の測定結果を記載しておりますが、いずれも環境基準を満たしておりました。

平成29年度の歳入歳出決算の説明につきましては、以上でございます。

よろしくご審議の上、認定くださいますよう、お願いいたします。 以上でございます。

## 森本(茂)議長

続きまして、監査委員から決算審査報告をお願いいたします。 長岡監査委員、報告を求めます。 長岡監査委員。

## 長岡監査委員

皆さん、改めまして、おはようございます。

監査委員の長岡でございます。

それでは、地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、審査に付されました平成29年度木津川市精華町環境施設組合会計の歳入歳出決算の審査結果につきましてご報告いたします。

お手元の平成29年度木津川市精華町環境施設組合決算審査意見書をご覧いただきますようお願いいたします。

まず、1ページをご覧ください。

審査の対象といたしました歳入決算書などに関しまして、去る10月16日午後2時から環境の森センター・きづがわの会議室において審査を実施いたしました。

審査の方法につきましては、管理者より審査を受けました本組合会計の歳入歳出決算などの書類につきまして、関係諸帳簿、証拠書類等を照合するとともに、会計管理者、事務局長及び総務課長から業務の状況などを含め、説明を求めるなどして慎重な審査を行いました。

審査の結果につきましては、書類関係はいずれも適正に常時処理が されており、また予算の執行等についても適正に執行され、基金につ きましても適正に運用されておりました。

審査の概要につきましては、意見書の2ページから4ページに記載 しておりますが、事務局からの歳入歳出決算の報告と重複いたします ので説明を省略させていただきます。

続きまして、今回の決算審査全体のまとめとして、監査委員の総評 を記載しておりますので、その要点をご説明いたします。

4ページ下段をご覧ください。

1つ目は、業務全般に関する総評です。

去る9月13日、環境の森センター・きづがわの供用が開始されましたが、これまで組合職員の適切かつ良好な運転管理により、打越台環境センターの老朽化が進んでいるにもかかわらず、ごみ焼却が適正に維持されていたことを評価するとともに、今後、その経験や技術を環境の森センター・きづがわの運転管理に生かして、信用される施設となるよう維持管理に努められたい。

また、環境の森センター・きづがわでは、余剰電力の売却や打越台 環境センターで休止していた公共事業による草、剪定枝の受け入れ再

# 長岡監査委員つづき

開などにより、安定的な事業収入の確保と経費の節減に取り組み、健 全経営に努められたい。

また、業務上横領事件に関しまして、本組合の債権につきまして、 債権管理条例に基づき、より一層適正に処理するように努められた い。

2つ目は、平成22年8月に判明いたしました業務上横領にかかわる損害賠償請求の状況についてですが、平成29年度末の損害賠償金の総額は1,573万706円となっており、現在、毎月3万円の返済を受けているものの、毎月5万円弱の延滞損害金が発生しており、損害賠償金の総額は依然として増加しております。一方、本人の生活状況や年齢からすると、損害賠償金の完済は困難であると考慮し、これからの状況を踏まえて徴収努力と滞納整理に向けて努力されたい。

公金の取り扱いに関して、引き続き適正な管理及び事務の執行に努められたい。

以上で平成29年度の本組合会計歳入歳出決算の審査結果の報告を 終わります。

## 森本(茂)議長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑を行います。

質疑につきましては、歳入、歳出ごとに行います。

まず、歳出から行いますが、どの資料の何ページか言っていただい てからお願いいたします。

それでは、歳出につきまして、質疑ございませんか。 森本隆議員。

#### 森本(隆)議員

1番議員の森本です。

成果の説明書の12ページの撤去整備基金積立金の件でご質問させていただきます。

先ほど、局長から説明がありましたけれども、この基金、総額幾ら 大体必要になる見通しなのかということと、課題・問題点と書いてあ る最後のほうに本基金積立金のほかに地方債等の活用を検討する必要 があるというふうに書いているんですけれども、この文言の実際意味 するところ、その2点をお聞きしたいんですけれども。

#### 森本(茂)議長

事務局長。

#### 山本事務局長

事務局長でございます。

ただいまのご質問につきまして答弁をさせていただきます。

まず、1点目の基金の総額の予定でございますが、基金につきましては、平成21年から平成27年にかけましては毎年119万7,000円を積み立てておりました。その後、撤去に関する工事費につきまして、おおむね5億円程度かかるのではないかということを予測い

山本事務局長つづき	たしまして、平成28年度から2,500万円ずつを計上しているものでございまして、基金総額といたしましては1億円程度を予定しているものでございます。 また、2点目の地方債の活用についてでございますが、こちらのほうにつきましては、公共施設等総合管理計画の策定が条件となりますが、公共施設等適正管理推進事業債というものがこの撤去に充てられるのではないかということで、京都府のほうとも確認をしているところでございます。 以上でございます。
森本(茂)議長	森本隆議員。
森本(隆)議員	もうちょっと確認したいんですけれども、先ほどのご説明では5億 円必要なうちの1億円を積み立てして、残り4億円を、先ほど言われ た基金というか、借金をしてそれを撤去費用に充てるという理解でよ ろしいでしょうか。その件を確認させてください。
森本(茂)議長	事務局長。
山本事務局長	事務局長でございます。 再度のご質問につきまして答弁させていただきます。 平成28年度当初のときでございますが、この事業債の充当率が当時75%というところでございましたので、5億円に対しまして1億2,500万円が一般財源として必要になるんではないかという話でございました。積み立てていって、最終年度につきましては、そのまま基金に積まずに充当するという考えを持っておりましたので、5億円のうち1億万円の一般財源を毎年積み立てていくというような考え方でございます。 また、充当率につきましては、今後の起債の条件にもよりますので、充当率が上がればその分一般財源として投入するものが減ってくるということでございます。 以上でございます。
森本(茂)議長	ほかに質疑ございませんか。 山本議員。
山本清悟議員	まず、説明資料の9ページですけれども、施設監視業務等関係費で、改善等のところで、打越台環境センターの停止までということで記入があるんですけれども、停止までということは、前回、打越台の撤去に関しては全て完了して更地になった時点ということで認識して

山本清悟議員つづき	いるんですけれども、そういう時期まできっちり地元に迷惑かけていくということでこういう対応をするということで理解してよろしいんですか。まず1点お伺いします。
森本(茂)議長	事務局長。
山本事務局長	ただいまのご質問につきまして答弁をさせていただきます。 この環境施設業務等関係費につきましては、打越台環境センターの 運転管理というところでの監視でございますので、地元の方につきま しては今年度で終了ということで説明をさせていただいておりますの で、平成31年度予算からは計上はされないということで今調整をし ているところでございます。
森本(茂)議長	山本議員。
山本清悟議員	あと、今の関連で、この環境の森センターの周辺に対してのそういう名目で地元に対するそういうもの、昔できた経緯については非常に不安定な炉であるということと、煙とか、実際にそういう害があったということで地元対応してきたけれども、ここの施設は非常に近代化された、そういう心配のない施設ですので、今後、この経費の経目として引き続き、木津川、この周辺、鹿背山とか法花寺野あたりにそういう対応をとる考えはあるのかどうかお伺いしたいなと。
森本(茂)議長	事務局長。
山本事務局長	事務局長でございます。 ただいまのご質問でございますが、これまで地元区であります鹿背山区、また法花寺野区に対しまして、このような地元対策費を支払っていることはございません。 今後の対応でございますが、地元に対しましては環境監視委員会というものを立ち上げていただいております。鹿背山区、法花寺野区から代表の方、また知識経験者の方に参加いただいておりまして、その報酬につきましては、木津川市の審議会等における委員報酬に準じて1回当たり8,000円といったような報酬相当額を報償費として支払っているというところでございますので、今後こういったような支出があるのかどうかというところでございますが、今後、そういったような支出については今のところ考えていないというところでございます。 以上でございます。

森本(茂)議長	ほかに質疑ございませんか。 なければ、質疑なしと認め、次、歳入について質疑に移ります。 歳入について、質疑ございませんか。 森本隆議員。
森本(隆)議員	1番議員の森本です。 歳入歳出決算書の6ページの分担金のところで、分担金の市町分担金とありまして2億7,337万3,000円がありまして、一番右の備考のところに普通分担金、積立分担金、施設整備分担金、新クリーンセンター整備分担金とあるんですけれども、これの精華町と木津川市の負担割合の積算根拠について確認させてください。
森本(茂)議長	事務局長。
山本事務局長	事務局長でございます。 普通分担金、積立金分担金、施設整備分担金、新クリーンセンター整備分担金、それぞれの分担金の区分を設けております。普通分担金につきましては、ごみの投入量また人口割で定められております組合の規約に基づくものでございます。 また、積立分担金につきましては、先ほどの打越台環境センターの撤去基金として積み立てるものでございまして、これにつきましては、施設整備分担金に準じた数値で割合でしているところでございます。なお、積立分担金につきましては、今後の打越台環境センターへのごみの投入の総量が定まりますと、その際に積立分担金の割合をもう一度精算するということで確認しているところでございますが、この29年度時点におきましては、その打越台環境センターへの総量が確定しておりませんので、施設整備分担金に準じて定めているものでございます。 施設整備分担金につきましては、これまでの木津川市、精華町の覚書に基づいて定めているものでございます。 また、新クリーンセンター整備分担金につきましては、新クリーンセンター整備分担金につきましては、新クリーンセンターの整備の負担割合に準じまして定めているものでございます。以上でございます。
森本(茂)議長	森本隆議員。
森本(隆)議員	投入量で分担金を決めているというのは大体理解しているんですけれども、一番上の分担金については実績に近いところで決まっていて、それ以外の下、特に一番下のほうについては見通しというか、木
	10

	津川市2で精華町1ぐらいの割合でまず決めているという理解でよろ しいのかどうか。そこだけ確認させてください。
森本(茂)議長	事務局長。
山本事務局長	事務局長でございます。 積立分担金につきましては、暫定的に施設整備分担金の割合に準じて積み立てております。積立分担金につきましては、打越台環境センターの撤去に係るものでございますので、打越台環境センターに係る撤去費につきましては、打越台へ投入したごみ量、木津川市、精華町がそれぞれ開所当時から投入した総量に基づいて負担割合を定めるというところで平成18年に覚書を交わしておりますので、今後、それに基づいた精算等が生じるものというところで考えているところでございます。 また、新クリーンセンター整備分担金につきましては、木津川市、精華町でそれぞれの計画ごみ量、これによりましてこの施設をつくる際の負担割合を定めておりますので、それに基づいた割合で定めているというところでございまして、暫定的に決めているものにつきましては積立分担金のみというところでございます。 以上でございます。
森本(茂)議長	ほかに歳入について質疑ございませんか。 なければ、質疑なしと認めます。 これで質疑を終結いたします。 これより、議案第34号「平成29年度木津川市精華町環境施設組 合会計歳入歳出決算認定について」を、討論を省略して採決したいと 思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なしと認めます。お諮りいたします。本案は、原案のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。 起立全員であります。 よって、議案第34号「平成29年度木津川市精華町環境施設組合会計歳入歳出決算認定について」の件は、原案どおり認定することに決定いたしました。 次に、日程第4、議案第35号「木津川市精華町環境施設組合職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。 管理者から提案理由の説明を求めます。

# 管理者。 議案第35号、木津川市精華町環境施設組合職員給与条例の一部改 河井管理者 正につきまして、ご説明させていただきます。 平成30年8月10日に人事院から国家公務員給与の改定の勧告が 行われ、去る11月6日に一般職の職員の給与に関する法律等の一部 を改正する法律案が閣議決定されました。これを受けまして、本組合 におきましても、国と同様の給与改定を実施するため、木津川市精華 町環境施設組合職員給与条例の一部改正を提案するものでございま す。 よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。 なお、詳細につきましては、事務局長よりご説明申し上げます。 森本(茂)議長 事務局長。 山本事務局長 事務局長でございます。 議案第35号、木津川市精華町環境施設組合職員給与条例の一部改 正につきまして、補足説明をさせていただきます。 改正内容につきまして、ご説明をさせていただきます。 議案書の最後に添付をしております参考資料、木津川市精華町環境 施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の概要につ いてをご覧いただきたいと思います。 改正内容につきましては、3点ございます。 1つ目は、初任給の引き上げ及び俸給表、いわゆる給料表の改定で ありまして、平均改正率につきましては0.2%でございます。 2つ目は、ボーナスに関しまして、期末・勤勉手当の引き上げでご ざいます。 引き上げといたしましては、現行の期末・勤勉手当につきましては 4. 40月でございますが、0. 05月を引き上げるものでございま す。 平成30年度(今年度)につきましては、既に6月期の期末・勤勉 手当が支給されておりますので、12月期の勤勉手当を0.05月増 といたしまして、平成31年度以降につきましては、6月期、12月 期の期末・勤勉手当をそれぞれ、表にありますとおり、同じ月数によ り支給するものでございます。 3つ目は、宿日直手当でございまして、4,200円に引き上げる ものであります。 現行の宿日直手当につきましては、木津川市、精華町におきまして は、国に準じまして4,000円となっておりますが、組合におきま しては、これまで、人事院勧告に準じた宿日直手当の改正をしており ませんでしたので、現行は2,000円でございますが、今般の人事 院勧告で勧告された額に改正するものでございます。 実施日につきましては、月例給、宿日直手当につきましては4月1

山本事務局長っつづき	日にさかのぼり実施することとしております。 また、ボーナスにつきましては、条例の施行日としておりまして、 条例の附則によりまして、先ほど説明させていただいたとおりの支給 となるよう定めているものでございます。 条例案に戻っていただきまして、条例案の第1条につきましてご覧 いただきたいと思います。 条例案の第1条につきましては、ただいまご説明をさせていただき ました宿日直手当の改正、期末・勤勉手当の月数の変更、給料表を定 めております別表第二の給料表の改正についての規定をしておりま す。 条例案の第2条につきましては、平成31年度以降の期末・勤勉手 当の月数を規定しているものでございます。 附則につきましては、これらの条例改正の時期につきまして、先ほ どご説明させていただいたように施行するよう期日を定めているもの でございます。 また、条例改正の新旧対照表につきましては、条例案の次のページ から添付をしております。 以上で補足説明を終わらせていただきます。 よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。
森本(茂)議長	これより、質疑を行います。 質疑ございませんか。 松田議員。
松田孝枝議員	ちょっとお尋ねしますが、給料表を見せていただきましたら「再任 用職員以外の職員」というふうに記載をされております。 職員構成についてちょっとお伺いしたいんですが、再任用以外の職 員が何人いらっしゃって、再任用の方が何人いらっしゃるのか。そし て、それ以外の職員の方がいらっしゃるのかどうかということをお伺 いします。
森本(茂)議長	事務局長
山本事務局長	事務局長でございます。 組合の職員につきましては、出向職員を含みまして16名でございます。再任用の職員は、現在おりません。また、再任用以外の職員についても、いません。 以上でございます。
森本(茂)議長	ほかに質疑ございませんか。

# 森本(茂)議長 つづき

なければ、これで質疑を終結いたします。

これより、議案第35号「木津川市精華町環境施設組合職員の給与に関する条例の一部改正について」を、討論を省略して採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。

起立全員であります。

よって、議案第35号「木津川市精華町環境施設組合職員の給与に関する条例の一部改正について」の件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第36号「京都府市町村職員退職手当組合規 約の変更について」を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

#### 河井管理者

議案第36号、京都府市町村退職手当組合規約の変更につきまして、ご説明させていただきます。

京都府市町村退職手当組合規約に関しまして、9月13日に相楽郡西部塵埃処理組合から木津川市精華町環境施設組合に名称を変更したこと、及びその他規定の整理を行うため、その規約の一部を変更する必要が生じたため、地方自治法第286条第1項の規定により、協議をするため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。 詳細につきましては、事務局長より補足説明を申し上げます。

#### 森本(茂)議長

事務局長。

#### 山本事務局長

事務局長でございます。

議案第36号、京都府市町村職員退職手当組合規約の変更につきまして、補足説明をさせていただきます。

変更の趣旨でありますとか内容につきましては、先ほど管理者から ご説明のあったとおりでございます。

最後のページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表を添付 しております。

変更内容の一つは、資産管理に関することでございまして、退職手当組合の第18条につきまして、平成19年郵便貯金法の廃止により

まして、郵便貯金がゆうちょ銀行に引き継がれましたことから、新旧 対照表にありますとおり、その文言を削除するものでございます。 変更内容の2つ目は、規約の別表に定めております退職手当組合の 構成団体に関しまして、私どもの組合名称につきまして、去る9月1 3日に規約改正を行い、名称を変更しましたことから、退職手当組合 規約の別表につきましても変更する必要が生じたものでございます。 よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。 森本(茂)議長 これより、質疑を行います。 質疑ございますか。 質疑なしと認めます。 これで質疑を終結いたします。 これより、議案第36号「京都府市町村職員退職手当組合規約の変 更について」を、討論を省略して採決したいと思いますが、ご異議ご ざいませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。 お諮りいたします。 本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。 起立全員であります。 よって、議案第36号「京都府市町村職員退職手当組合規約の変更 について」の件は、原案どおり可決されました。 事務局長。 事務局長でございます。 山本事務局長 先ほど、給与条例を可決いただいたところでございますが、条例の 文言につきましては訂正ございませんが、参考資料でつけさせていた だいております宿日直手当のところにつきまして、4.200円に引 き上げると記載しておりますが、条例のとおり4、400円でござい ますので、おわびをして訂正をさせていただきたいと思います。 以上でございます。 森本(茂)議長 事務局長、もう一度お願いします。 すみません、議案第35号の給与条例の改正に関しまして、宿日直 山本事務局長 手当でございますが、条例の第1条に2,000円を4,400円に 改めると記載させていただいております。それに対しまして、参考資

料のほうにつきまして、宿日直手当を4,200円に引き上げると書

	いておりますが、これ4,400円の誤りでございます。 また、国、木津川市、精華町につきましては4,200円の誤りで ございますので、訂正をさせていただきたいと思います。
森本(茂)議長	事務局長に申し上げます。 採決したにもかかわらず、後でそのような訂正があるということは もってのほかなんで、今後、そういうことが絶対にないようによろし くお願いいたします。
山本事務局長	申しわけございません。
森本(茂)議長	よろしいでしょうか。  そうしましたら、以上をもちまして、本日の議事日程は全て終わりました。 これで平成30年第2回木津川市精華町環境施設組合議会定例会を閉会いたします。 ご苦労さまでございました。
	(10:14)
	この議事録の記載は、適正と認めここに署名する
	議 長
	署名議員
	<u>署名議員</u>